年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 12 件

北海道国民年金 事案 2230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年3月まで

私は、18歳で婚姻したが、20歳になった直後の昭和42年*月頃、元夫が、 私の国民年金の加入手続をしてくれたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、経営していたA店に出入りしていた金融機関の職員に対し、元夫が、夫自身の保険料と一緒に納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料について、元夫が納付済みであるのに、私の保 険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金被保険者名簿の記載により、申立人に係る国民年金の新規資格取得届出年月日が、昭和51年1月8日とされていることが確認できることから、その頃に申立人の国民年金に係る加入手続が行われたものと考えられるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの国民年金保険料は、過年度納付が可能である。

また、i)申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の元夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達までの期間について、55年1月から同年3月までの3か月を除く保険料が全て納付済み又は申請免除の記録とされており、元夫の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえること、ii)オンライン記録により、申立人及び申立人の元夫の61年4月から同年8月までの国民年金保険料が、重複納付により還付されている記録が確認できることから、納付書が届けば必ず保険料を納付していたとする申立人の元夫の主張には信憑性がうかがえ、国民年金に対する意識の高い申立人の元夫が、送付されてきた納付書を使用し、過年度納付が可

能な期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人は、自身が 20 歳に到達した昭和 42 年*月又は同年*月頃に元夫が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、i)申立人に係る国民年金の加入手続は、前述のとおり、51 年1月頃に行われたものと考えられること、ii)オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して付番された別の国民年金手帳記号番号が確認できないことなどから、申立人の国民年金に係る加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、42 年1月から 48 年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2231

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月及び同年3月

昭和55年2月10日に会社を退職後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口の職員に、「10年以上厚生年金保険に加入しているので、自分でも厚生年金を掛けられますよ。」と教えてもらい、同年8月に厚生年金保険に任意加入し、6年5か月間自分で保険料を納付した。

国民年金について、加入手続後の保険料納付についてはよく覚えていないが、送付された納付書に基づいて必ず納付していた記憶がある。その後、年金事務所の職員に、「きちんと納付していますね。」と褒められて安心していたが、60歳になり、年金が支給された際に、初めて昭和55年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びその前後の同 手帳記号番号の被保険者状況調査により、A市において昭和55年7月頃に払 い出されたものと推認でき、その時点で申立期間の過年度納付が可能である。

また、申立期間は2か月と短期間である上、オンライン記録により、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間が無いこと、及び厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和55年8月9日付けで厚生年金保険の第4種被保険者の資格を取得し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給資格期間を満たすため、同年同月から厚生年金保険の被保険者期間が240月に到達する61年12月までの厚生年金保険料を自ら納付しており、年金制度への関心は非常に高か

ったものと考えられることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付が可能な申立期間の国民年金保険料を申立人が納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 平成20年6月13日

平成20年6月にA社から賞与が支給されたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

A社では、事後訂正の届出を行ったところ、当該記録訂正は行われたものの、既に2年以上経過していたため厚生年金保険料が時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書及びA社から提出された給料台帳により、申立人は、平成20年6月13日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に見合う標準賞与額(13万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年4月は11万8,000円、同年5月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額の記録については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間②及び③の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から同年6月1日まで

② 平成5年9月1日から同年10月1日まで

③ 平成5年12月1日から6年1月1日まで

④ 平成8年4月13日から同年5月1日まで

平成5年4月1日から9年5月末日までA社に勤務していたが、5年4月、同年5月及び8年4月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

また、平成5年9月及び同年12月の給与からは、厚生年金保険料として 1万153円が控除されているが、これは年金記録の標準報酬月額13万4,000 円ではなく14万2,000円に見合う保険料額であり、標準報酬月額の記録が 低額となっている。

全ての申立期間の給料支払明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管している給料支払明細書(写し)により、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料支払明細書(写し)における厚生年金保険料控除額から、平成5年4月は11万8,000円、同年5月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会 保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関 連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、 給料支払明細書(写し)に記載された厚生年金保険料控除額から、14万2,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「平成9年に倒産し、当時のことは何も分からない。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間④について、申立人が保管している給料支払明細書(写し)及び

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間④において当該事業所に 勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、当該給料支払明細書(写し)における厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。一方、オンライン記録によると、当該事業所は平成8年4月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間④は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成 14 年 12 月 3 日に解散となっており、申立期間④当時は法人事業所であったことが確認できる上、申立期間④に当該事業所で雇用保険の被保険者記録を有する者が複数確認できることから、当該事業所は、申立期間④において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているものの、申立期間④において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月27日から同年5月1日まで 昭和20年11月からA社C工場に正社員として勤務し、36年4月27日に 同社D事業部に異動したが、厚生年金保険の加入記録では異動した1か月分 が欠落しているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の供述により、申立人は A社に継続して勤務し(A社C工場から同社D事業部に異動)、申立期間に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社では不明としているものの、オンライン記録では、複数の同僚が転勤により昭和36年5月1日にA社D事業部において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 36 年 3 月の社会保険事務所(当時)の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺 事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 2232 (事案 1143 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年7月まで

私は、平成20年10月15日付けで年金記録に係る確認の申立てを行ったところ、21年7月17日付けで申立期間の国民年金保険料について納付していたものと認めることはできないとの通知を受け取ったが、最近、受診したA病院で「同姓者有り」のシールが貼られた診察券を渡されたことから、私と同姓同名の人がいることが分かった。今回の再申立てに当たり、ほかに新たな資料、情報はないが、私は、昭和50年5月にB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付していたので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は、国民年金手帳を2冊所持した記憶がないとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている「はじめて被保険者になった日」は、申立期間後の昭和54年8月30日となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月11日に払い出されていることが確認できること、ii)申立人がB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする50年5月から54年7月までの期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii)B市には申立人の国民年金保険料の納付記録は存在しない上、申立人が転居したD市においても、申立人の国民年金被保険者名簿には、54年8月30日に任意加入被保険者として資格取得した記録がある以外、申立期間に資格取得した記録は無いことから、同市から申立人に保険料の納付書が送付されたか否かを確認できないこと、iv)申立人が所持する国民年金手帳に氏名変更及び種別変更が記録されていないことから、申立人がD市に転居

した際に、国民年金手帳を提出し、国民年金の加入手続を行ったとする主張は不自然であること等から、保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、新たな資料として、最近受診したA病院で、「同姓者有り」とのシールが貼られた診察券を渡されたことから私と同姓同名の人がいることが分かったとして、その写しを提出しているが、当該診察券には申立人が婚姻した昭和52年7月以降の氏名(カタカナ)が記録されており、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする50年5月の時点の旧姓とは異なる上、国民年金手帳記号番号検索システム等により改めて調査をしたが、申立期間において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、再申立てに係る申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から33年頃まで

申立期間は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。亡くなった母親(申立人の妻)から生前に、申立人が同社を申立期間の直前に一旦退社したが、事業主に説得され、間を置かず同社に復職したと聞いており、事業主の娘からも申立人が復職したことについて証言が得られていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和33年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人が名前を挙げた事業主の娘に照会したものの、「A社に係る社会保険等の関係書類は既に全て廃棄されており、何も保存されていない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、上記の事業主の娘及び申立人の代理人の姉は、いずれも、申立内容と同様に、申立人はA社を一旦退社したが事業主の説得により同社に復職したことを記憶している旨供述しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間において厚生年金保険の被保険者の資格取得をしていることが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人に照会し、回答が得られた3人は、いずれも「私は、A社

で申立人と一緒に勤務したことはない。」と供述しており、そのうちの二人は、「申立人は、A社に出入りはしていたものの、同社の社員ではなかった。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。さらに、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年7月1日まで

A市教育委員会B部(現在は、A市教育委員会C部)所属のA市立D養護学校に昭和44年4月1日からE職として勤務し、同年7月1日からはA市職員に採用となり、A市職員共済組合に加入したが、それ以前の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「A市職員履歴書」(写し)及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、A市立D養護学校にE職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A市教育委員会は、「E職に関する資料が無いため、厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の人事担当者及び同僚として名前を挙げた者4人のうち、A市教育委員会B部において申立人と同じ職種として勤務していたとする二人は、同B部の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が確認できないほか、申立人と同様に昭和44年7月1日にA市職員共済組合の組合員資格を取得している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に昭和44年7月1日からA 市職員共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる4人(申立人が 名前を挙げた同僚一人を含む。)に照会したところ、当該4人はいずれも申立 期間において、申立人と同職種のE職として勤務していたと回答しているもの の、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、いずれの 者からも同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得ら れなかった。

加えて、上記4人のうちの1人から「昭和44年分源泉徴収票」が提出されたところ、同源泉徴収票の摘要欄には、生年月日及び前職のA市教育委員会から支給された給与額のみ記載されているほか、当該源泉徴収票の社会保険料額欄に記載されている金額は、A市職員共済組合に加入した昭和44年7月以降に係るものであると推認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

その上、A市教育委員会B部の被保険者原票を確認したところ、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、当該期間において被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月30日から同年4月1日まで

② 昭和44年4月1日から同年7月1日まで

申立期間①について、A市役所B部(現在は、A市C局D部)に昭和44年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月30日になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、A市教育委員会E部(現在は、A市教育委員会F部)所属のA市立G小学校に昭和44年4月1日からH職として勤務し、同年7月1日からはA市職員に採用となり、A市職員共済組合に加入したが、それ以前の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたのは間違いないので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の雇用保険被保険者記録によると、A市B局D部における取得日は 昭和44年1月13日であり、離職日は同年3月31日であることが確認でき る。

また、A市から提出された申立人に係る「A市職員履歴書」(写し)の職歴欄には、昭和 44 年 1 月 13 日から同年 3 月 31 日までA市 B部 I 課に勤務していたことが記載されている。

しかしながら、上記履歴書の記載についてA市に照会したところ、臨時職員の任用について主管している同市D局J部は、「当該履歴書における職歴欄は、自己申告によるものであり、当市では確認していない。」と回答している。

また、A市C局D部は、「当時の書類を保存していないため、申立人の厚

生年金保険に係る届出及び同保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A市役所B部において、昭和44年に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が27人確認でき、そのうち11人の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、同被保険者記録の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が符合していない者が8人(申立人を含む。)確認できることから、当時、同B部における厚生年金保険及び雇用保険に係る届出が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人と同様に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格 喪失日が昭和44年3月30日であり、雇用保険被保険者記録の離職日が同年 3月末日である同僚は、「私も月末まで勤務していたと思うが、退職した月 の厚生年金保険料が給与から控除されていたかは分からない。」と供述して いることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について 確認することができない。

2 A市から提出された申立人に係る「A市職員履歴書」(写し)及び当時の A市人事担当者の供述から判断すると、申立人は申立期間②において、A市 立G小学校にH職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A市教育委員会は、「H職に関する資料が無いため、厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立人と同様に昭和44年7月1日からA市職員共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる4人(申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。)に照会したところ、当該4人はいずれも申立期間②において、申立人と同職種のH職として勤務していたと回答しているものの、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

さらに、上記4人のうちの1人から「昭和44年分の源泉徴収票」が提出されたところ、同源泉徴収票の摘要欄には、生年月日及び前職のA市教育委員会から支給された給与額のみ記載されているほか、当該源泉徴収票の社会保険料額欄に記載されている金額は、A市職員共済組合に加入した昭和44年7月以降に係るものであると推認できることから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

加えて、A市教育委員会E部の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認 したところ、申立期間②において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認 できず、一方、当該期間において被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月1日から63年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入状況を確認したところ、当該期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、同保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、申立期間においても健康保険証を使用していたことから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち昭和62年12月1日から63年3月25日までの期間について、A社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、商業・法人登記簿謄本によると、平成14年12月3日に解散しているほか、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が3人(申立人及び事業主を含む。)確認できるところ、このうち、商業・法人登記簿謄本により役員であったことが確認できる者に照会したものの、同人は、「申立期間当時は、社長が一人で社会保険関係の事務を行っていたと思う。厚生年金保険

に係る事務のことは何も分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及 び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、前記の3人は、いずれも昭和62年12月1日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年12月10日まで

② 昭和45年4月1日から同年6月1日まで

申立期間①及び②は、A社の現業部門であるB事業所でC職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、B 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について、 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述、申立人が保管する失業者の退職手当受給資格者証及び日雇労働者健康保険被保険者手帳並びに雇用保険の被保険者記録から、申立期間①のうち昭和44年5月19日から同年11月30日までの期間、同年12月のうち7日間及び申立期間②においてA社のB事業所にC職として勤務していたものと認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は昭和60年3月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社を含めたD社を承継するE社は、「C職の履歴カードは作成しておらず、雇用契約書及び賃金台帳等の関係資料も無いことから、申立人の当時の状況は不明である。」と回答している上、D社の分割化に伴い設立されたF社では、「D社当時の資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は職場の上司、申立人の前任者及び同僚二人の姓のみを挙げて

いるところ、G市総合博物館が所蔵する申立期間当時のA社主要職員名簿により、申立人が姓のみを挙げた上司は、B事業所のH職であったと認められるものの、同人の生存及び所在が確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間①前後の期間において申立人の前任者に該当する被保険者は確認できず、同僚二人については、個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得られない。

さらに、A社に係る被保険者原票により、申立期間①及び②において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者31人に照会し、17人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

加えて、当時のD社では、「C職等社会保険事務処理規程」により、I職は、2か月以上の期間を定めて使用する場合等を除き、C職等を使用する日ごとに、C職等にその所持する日雇労働者健康保険被保険者手帳(以下「被保険者手帳」という。)の提示を求めることとされており、被保険者手帳の交付を受けていない者に対しては、被保険者手帳の交付を受けさせなければならないと規定しているところ、申立人が保管する被保険者手帳(昭和45年5月26日交付。「更新」印あり。)によると、「(昭和45年)5月分印紙ちょう付記録」欄に健康保険印紙が貼付、消印されていることが確認できる上、「前6箇月分ちょう付印紙枚数」欄により、昭和44年11月(24枚)、同年12月(7枚)及び45年4月(24枚)の3か月に健康保険印紙が貼付されていたことが確認できることから、更新前の被保険者手帳(有効期間は1年間)は44年5月に交付されたものと推認できるとともに、当該交付時期が上述の勤務が認められる期間と符合していることから判断すると、申立人は、当該期間において日雇労働者健康保険の被保険者であり、当該期間は健康保険及び厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月1日から同年9月1日まで

② 平成18年10月13日から19年6月16日まで

③ 平成20年5月13日から21年1月16日まで

申立期間①、②及び③はA社B工場で期間従業員として勤務していたが、 年金記録を確認したところ、当該期間における標準報酬月額は、実際に支給 を受けていた給与支給額より低額な記録となっているので、各申立期間の標 準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①、申立期間②のうち平成18年11月から19年5月までの期間及び申立期間③のうち20年6月から同年11月までの期間について、申立人が保管する給与支給明細表において確認できる報酬月額(給与支給総額)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間③のうち平成20年5月及び同年12月については、上記明細表において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録によ

り確認できる標準報酬月額と同額又は低額となっており、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち平成18年10月については、給与支給明細表が無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないものの、A社から提出された期間従業員に係る標準報酬月額の算定資料、期間従業員就業規則及び同社の回答並びに申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、当該月の報酬月額は24万1,056円であることが確認できる上、同報酬月額に見合う標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、当該月においても前記と同様であったと判断できる。

加えて、A社は、厚生年金保険料控除については、決定された標準報酬月額に見合った金額を適正に控除している旨を回答しているほか、A健康保険組合から提出された申立期間①、②及び③に係る「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知」により、申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4309 (事案 4199 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年5月1日まで

昭和46年6月にA社(現在は、B社)に入社し、申立期間は継続して勤務していたが、年金記録によると、51年5月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっているので、当該記録を訂正してほしいと申し立てたところ、年金記録の訂正が認められなかった。

しかし、年金記録確認第三者委員会から通知を受け取った後、昭和 48 年 9 月に社員旅行でC地域へ行った時の記念写真を見付けたので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の雇用保険被保険者記録、申立人及び同僚から提出された申立期間中に撮影したとされる写真並びに複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるが、i) B社では、「申立期間当時の社長は既に死亡しており、当時の詳細な状況は不明であるが、現在、当社で保管している資料によると、申立人は昭和51年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と回答している上、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できること、ii) 申立人が申立期間当時の事務担当者であったとして名前を挙げた当時の事業主の妻は、「当時、給与計算や社会保険に関する事務を行っていたが、全て夫(事業主)から指示されたとおりにしていただけである。また、厚生年金保険に加入させる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述していること、iii) 申立人は当時の同僚5

人の名前を挙げているところ、このうち、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において加入記録が確認できる3人は、自身が記憶する入社日からそれぞれ6か月後から15か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、残りの二人は同社における同保険の加入記録が確認できないものの、このうち個人が特定できた一人は、「申立期間頃にA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。当時、社長の一存で従業員を同保険に加入させるか否かを決めていたと思う。」と供述していることから、当時、事業主は、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったと推認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「昭和48年9月15日に撮影した社員旅行の記念写真を新たに提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張しているものの、当該写真からは厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた11人(前記の申立人が名前を挙げた同僚を除く。)に照会したところ、回答が得られた6人のうち5人は、「当時、入社してすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しており、各自が記憶する入社日から、それぞれ3か月後から3年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうち一人は、「当時の社長の方針で、会社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった。入社してから同保険に加入するまでに長期間を要する者がおり、中には同保険に加入しないまま退社する者もいた。」と当時の状況について具体的に供述しており、他の二人は、「入社後、厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人から提出された上記の記念写真について、申立人は、「写真に映っているD職と子供二人を除く28人は、全員がA社の社員であった。」と供述しているところ、A社に係る被保険者原票により、当該写真が撮影された昭和48年9月に被保険者資格を取得している者は15人であることが確認できることから、同社では、社員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から24年11月1日まで 申立期間は、A社B事業所でC業務に従事していたが、年金記録によると、 当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、昭和28年11月30日にA社D作業所を退職した時、同社から勤続5年以上の社員に支給される退職金の支払を受けていることから、24年11月以前も同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて 行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日の特定はできないものの、申立期間においてA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B事業所は、昭和24年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち23年3月31日から24年9月30日までの期間は適用事業所でないことが確認できるとともに、25年6月19日に適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主については、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社は、「当社は、A社という名称であるが、旧A社は平成7年に会社更生法に基づき倒産しており、旧会社とは別会社である。しかし、当社が保管する旧会社の職員(正社員)カード及び職員録(昭和23年9月1日現在及び26年2月1日現在)によると、申立人の名前は確認できない。また、現地

採用であるE職等については、現地の各作業所が人事カード等を作成・管理していたものの、各作業所は閉鎖に伴う会社更生手続を終結しており、当社に関係資料も無いことから、当時の状況は不明である。」と回答しているとともに、旧A社で勤務経験がある役員は、「旧A社の雇用区分は、F職、G職、H職、E職及びI職等であった。厚生年金保険の適用対象となるのはE職以上の職員であり、勤続5年以上の当該職員には退職金も支給されていた。I職等からF職又はE職になった者については、I職等の勤務期間が退職金支給の勤続年数に加算されることがあった。」と供述している。

さらに、申立人の妻が唯一名前を挙げた同僚に照会したものの、同人からは、 申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除を うかがわせる供述を得られなかった。

加えて、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)により、申立人が被保険者資格を取得した 前後の期間において被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、 生存及び所在が確認できた15人に照会したところ、回答が得られた12人のう ち3人は、「申立人は、A社B事業所に勤務する前は実家のJ業の手伝いをし ていた。」と供述しているとともに、このうち一人は、「私は昭和23年8月頃 に入社し、申立人と共にI職として勤務した。I職は厚生年金保険に加入して おらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述している 上、回答を得られた他の同僚が当時の上司として名前を挙げた者に照会したも のの、同人は、「昭和23年にA社入社後、翌年24年頃に同社B事業所へ配属 された。当時、申立人は臨時採用の職員として勤務しており、その後、F職の E職として採用された記憶がある。」と供述しており、いずれの者からも、申 立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうか がわせる供述を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月30日から同年12月1日まで 昭和38年10月30日から41年12月20日までA社B支店に勤務したが、 年金記録を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録 が無い。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間の うち昭和38年11月1日から同年12月1日までA社B支店に勤務していたこ とは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社B支店は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、昭和42年5月1日に廃止されていることが確認できるとともに、申立期間当時の支店長も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社では、「関係資料が無く、B支店を知る社員もいないことから、 当時の状況は不明である。」と回答しており、同社からも、申立人の申立期間 における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認で きる資料等を得られなかった。 加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和38年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる者9人(申立人を除く。)のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し、全員から回答を得られたところ、このうち3人は、「昭和38年10月にC社B支店(又はD社)を退職後、翌月の11月からA社B支店に勤務したが、同月分の給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては分からない。」と供述しており、他の一人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得られなかった。

その上、オンライン記録により、前記9人は、いずれも昭和38年11月における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる上、このうち、C社本社又は同社B支店からA社B支店へ移籍したと考えられる5人については、申立人と同様、同年10月における厚生年金保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月21日から60年11月1日まで 申立期間はA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。 申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和57年1月5日から60年10月31日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業・法人登記が確認できないほか、事業主に照会したものの、協力が得られないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人は、申立期間当時の当該事業所の従業員数について、いずれも自身を含め3人であったとしていることから、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、オンライン記録によると、上記同僚二人は申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、このうち一人は、「当該事業所は個人事業所であったため厚生年金保険に加入しておらず、給与から同保険料も控除されていなかった。当時、私は国民年金に加入し、同保険料を納付していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、この同僚は、申立期間において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和49年6月30日であるとの回答をもらったが、当時、同社の事業主と同年6月いっぱいまで勤務すると約束していたことから、同社における資格喪失日は同年7月1日になるはずである。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた期間中に次の就職先が決まったため、当時の事業主とは、口頭であったものの、昭和49年6月いっぱいまで勤務すると約束していた。」と主張している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立内容について確認できる供述が得られない上、当該事業所は、「申立人については、年金記録どおりの届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料についても給与から控除していないと考えられる。」と回答しているとともに、当該事業所から提出された労働者名簿において、申立人の退職日がオンライン記録と符合する昭和49年6月29日と記載されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録及びB県C業厚生年金基金から提供された申立人に係る加入員記録は、いずれも上記労働者名簿及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申 立期間及びその前後の期間に被保険者資格を喪失していることが確認できる 同僚のうち、申立人と同様に、月末日頃に被保険者資格を喪失している5人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、その離職日は、いずれもオンライン記録と符合していることが確認できる上、当該同僚5人のうち唯一回答が得られた者は、「当該事業所を退職した月は、休業日を除き月末まで勤務したと記憶している。」と供述しているものの、同人が退職した月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月6日から57年6月1日まで

② 昭和62年4月30日から63年6月1日まで

昭和52年6月1日から63年6月頃まで、A社に継続して勤務していたが、 申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、A社の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間①及び②において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、当該事業所は、申立期間①のうち昭和55年11月1日から57年6月1日までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、事業主は、「当時の資料は無い。申立期間①及び②については、資金繰りに大変苦労した時期であり、社会保険事務所(当時)に保険料を納付することができなくなったことから、従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、健康保険を任意継続させる手続を行った。当時、これらの状況について従業員に説明を行っており、厚生年金保険に加入させていなかった期間については、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立期間①当時の給与事務担当者は、「申立期間①当時、会社の経営が苦しくなっていた。社長は、厚生年金保険を一時脱退し、資金繰りが改善された後に再度加入する旨を従業員に説明していたと思う。厚生年金保険に加入させていなかった期間について、従業員の給与から厚生年金保険料を控除する

ようなことはしていなかったと思う。」と供述し、同人及び他の同僚が申立期間②当時の給与事務担当者として名前を挙げている者も、会社の資金繰りが悪化していた期間があった旨を供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①及び②において、それぞれ多数の同僚が、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、これと同時に、申立人を含む複数の同僚について、健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。これらの状況は、事業主及び給与事務担当者の回答内容と符合している上、同原票において、被保険者記録が溯って訂正された形跡は無い。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上記同僚のうち、複数の者から回答が得られたところ、そのいずれも、申立期間①及び②においてそれぞれ当該事業所に継続して勤務していたと供述しているものの、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び具体的な供述が得られなかった上、このうち一人は、申立期間①において国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。